

京都府立学校教職員定期健康診断、2次健康診断、情報機器健康診断及び特定化学物質健康診断等業務に係る一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和6年2月14日

京都府教育委員会
教育長 前川 明範

1 入札に関する事項

(1) 業務の名称

令和6年度京都府立学校教職員定期健康診断、2次健康診断、情報機器健康診断及び特定化学物質健康診断等業務

(2) 予定数量

(単位：人)

ブロック名	定期健康診断			2次健康診断	情報機器健康診断	特定化学物質健康診断等					
	胃部検査以外	胃部検査	寄宿舎指導員に係る2回目			1回目	2回目	出張			
								単位	予定数量	単位	予定数量
								0.5日	2回	-	-
京都市内ブロック	870	380	35	0.5日	2回	13	400	-	-	-	-
乙訓・山城・南丹ブロック	1,390	500	50	0.5日	1回	7	470	10	10	0.5日	1回
中丹・丹後ブロック	920	380	35	0.5日	4回	10	320	15	15	0.5日	2回
計	3,180	1,260	120	0.5日	7回	30	1,190	25	25	0.5日	3回

(3) 業務の仕様等

別添「令和6年度京都府立学校教職員定期健康診断、2次健康診断、情報機器健康診断及び特定化学物質健康診断等業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(5) 履行場所等

ア 定期健康診断及び情報機器健康診断

各府立学校（分校等も一つの学校とし、検診機関が検診車を配車）

イ 2次健康診断

検診機関

ウ 特定化学物質健康診断等

① 溶接ヒューム検診1回目 該当府立学校（(5)アと同時実施）

② 溶接ヒューム検診2回目（じん肺健康診断含む。）

拠点校（田辺高等学校、工業高等学校及び峰山高等学校の3校）（検診機関が検診車を配車）

ブロック名	対 象 者
京都市内ブロック	
(ア) 寄宿舎指導員が配置されている特別支援学校	盲学校及び聾学校に所属する教職員（分校を除く。）
(イ) (ア)以外の学校	山城高等学校、清明高等学校、鴨沂高等学校、洛北高等学校、洛北高等学校附属中学校、北稜高等学校、朱雀高等学校、洛東高等学校、鳥羽高等学校、嵯峨野高等学校、北嵯峨高等学校、桂高等学校、洛西高等学校、桃山高等学校、東稜高等学校、洛水高等学校、京都すばる高等学校及び北桑田高等学校（美山分校含む。）に所属する教職員
(ウ) (イ)のうち工業に関する専門学科設置校等	—
乙訓・山城・南丹ブロック	
(ア) 寄宿舎指導員が配置されている特別支援学校	丹波支援学校（亀岡分校を除く。）に所属する教職員
(イ) (ア)以外の学校	向陽高等学校、乙訓高等学校、西乙訓高等学校、城南菱創高等学校、東宇治高等学校、菟道高等学校、城陽高等学校、西城陽高等学校、京都八幡高等学校（南分校含む。）、久御山高等学校、田辺高等学校、木津高等学校、南陽高等学校、南陽高等学校附属中学校、亀岡高等学校、南丹高等学校、園部高等学校、園部高等学校附属中学校、農芸高等学校、須知高等学校、向日が丘支援学校、宇治支援学校、城陽支援学校、南山城支援学校、井手やまぶき支援学校、丹波支援学校亀岡分校及び八幡支援学校に所属する教職員
(ウ) (イ)のうち工業に関する専門学科設置校等	田辺高等学校及び南丹高等学校に所属する該当教職員
中丹・丹後ブロック	
(ア) 寄宿舎指導員が配置されている特別支援学校	聾学校舞鶴分校及び与謝の海支援学校に所属する教職員
(イ) (ア)以外の学校	綾部高等学校（東分校含む。）、福知山高等学校（三和分校含む。）、福知山高等学校附属中学校、工業高等学校、東舞鶴高等学校（浮島分校含む。）、西舞鶴高等学校、大江高等学校、海洋高等学校、宮津天橋高等学校宮津学舎、宮津天橋高等学校加悦谷学舎、峰山高等学校、丹後緑風高等学校網野学舎、丹後緑風高等学校久美浜学舎、清新高等学校、中丹支援学校及び舞鶴支援学校（行永分校含む。）に所属する教職員
(ウ) (イ)のうち工業に関する専門学科設置校等	工業高等学校、海洋高等学校及び峰山高等学校に所属する該当教職員

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地及び契約条項を示す場所等
〒602-8570 京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府庁3号館
京都府教育庁管理部教職員企画課服務・安全衛生係
電話番号 (075)414-5802

(2) 仕様書の入手方法

- ア 原則として、本公告に示す入札参加資格審査の交付期間中に、京都府教育委員会ホームページからダウンロードすること。

イ やむを得ず窓口配布を希望する場合は、5(1)の期間中の午前9時から午後5時までに、2(1)の場所へ問い合わせの上、入手すること。(日曜日及び土曜日を除く。交付時間は、正午から午後1時までを除く。)

- 3 入札に参加することができない者
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- 4 入札に参加する者に必要な資格
入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。
 - (1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。
 - ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
 - イ 審査基準日(5(1)に規定する一般競争入札参加資格審査申請書(第1号様式)(以下「申請書」という。)の提出期間の属する年の1月1日をいう。以下同じ。)において、直前2営業年度以上の巡回健康診断業務(医療機関以外の場所で行う健康診断をいう。)に係る契約実績を有しない者
 - ウ 申請書又は添付書類に、故意に虚偽の事実を記載した者
 - エ 過去に当該業務と同種の業務を行ったことがない者
 - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次のいずれかに該当する者(次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しないものを含む。)
 - (ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - (イ) 法人の役員又は法人の支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - (エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - (キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
 - カ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者(その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。)
 - キ 京都府内に営業所等を有していない者
 - ク 個人情報保護が適切に行われていると認められない者
 - (2) 5(1)に掲げる申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
- 5 入札参加資格審査の申請手続
入札に参加を希望する者は、京都府教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に、申請書を提出し、参加資格の有無について審査を受けなければならない。
なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
 - (1) 申請書の交付期間及び提出期間
令和6年2月14日(水)から令和6年2月27日(火)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)
 - (2) 申請書の交付場所及び提出場所
2(1)に同じ。
 - (3) 申請書の交付方法
 - ア 原則として、5(1)の期間中に、京都府教育委員会ホームページからダウンロードすること。
 - イ 窓口配布を希望する場合は、5(1)の期間中の午前9時から午後5時までに、2(1)の場所へ問い合わせの上、入手すること。(日曜日及び土曜日を除く。交付時間は、正午から午後1時までを除く。)

(4) 申請書の提出方法

5 (1)の提出期間中の午前9時から午後5時まで（日曜日及び土曜日を除く。提出時間は、正午から午後1時までを除く。）の間に持参により提出すること。郵送の場合は、書留郵便により提出期間内に必着で提出すること。

(5) 添付書類

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

ただし、京都府が発注する物品又は役務の調達に係る一般競争入札及び指名競争入札（医療・福祉サービスの集団検診）に参加する資格を有する者は、当該業務に係る「競争入札参加資格審査結果通知書」の写し及び4 (1)イに掲げる資格があることを判断できる同種業務の契約書の写しを提出することにより、イ、ウ及びカの書類を省略することができる。

ア 法人にあつては登記簿謄本及び定款又は寄附行為、個人にあつてはその者が施行令第167条の4の規定に該当しないことを証する証明書

イ 府税納税証明書（第2号様式（その2））

ウ 消費税及び地方消費税納税証明書

エ 営業経歴書（第3号様式）

オ 営業実績調書（第4号様式）

カ 法人にあつては財務諸表（貸借対照表、損益計算書、余剰金計算書及び剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書）、個人にあつては所得税の確定申告書の写し

キ 取引使用印鑑届（第5号様式）

ク 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状（第6号様式）

ケ 個人情報取扱いに関する調書（第7号様式）

コ 誓約書（第8号様式）

(6) 添付資料等の提出

申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(7) その他

申請書等の作成等に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への登載

3及び4について審査の上、参加資格があると認定された者は、令和6年度京都府立学校教職員定期健康診断、2次健康診断、情報機器健康診断及び特定化学物質健康診断等業務委託に係る一般競争入札参加資格者名簿に登載される。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から令和7年3月31日までとする。

9 申請書等記載事項の変更

申請書等を提出した者（6の名簿に登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届（第9号様式）により当該変更に係る事項を教育長に届け出なければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 法人の所在地

(3) 営業所等の名称又は所在地

(4) 法人にあつては代表者の氏名、個人にあつてはその者の氏名

(5) 取引使用印鑑

10 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3又は4(1)の各号に該当する者を除く。）は、その

者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると教育長が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書(第10号様式)(以下「資格承継審査申請書」という。)及び当該承継に係る事由を証する書類その他教育長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

11 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものに該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ 一般競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、一般競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

12 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年3月6日(水)午後3時30分から

イ 場所

京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府庁3号館6階 入札室

京都府教育庁管理部教職員企画課サービス・安全衛生係

(2) 入札の方法

ア 入札書(第11号様式)は持参するものとし、郵送、電送等による入札は認めない。

イ 代理人が入札する場合は、委任状(第12号様式)を提出することとし、入札書に入札者の住所、氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示並びに当該代理人の記名押印(外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。以下同じ。)をしておかななければならない。

ウ 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に氏名(法人の場合はその商号又は名称)及び「令和6年度京都府立学校教職員定期健康診断、2次健康診断、情報機器健康診断及び特定化学物質健康診断等業務委託に係る入札書在中」と朱書きし、封筒の開口部を封印すること。

なお、開札後予定価格の範囲内の入札がない場合で直ちに再度の入札を行うときは、この限りでない。

エ 資格審査の結果、資格を有すると認められたものが1名であっても、原則として

入札を執行する。

オ 入札回数は原則として2回までとする。

カ 7の資格審査結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することはできない。

キ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することはできない。

ク 入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができるので、入札辞退届を郵送又は持参により事前に提出すること。

ケ 京都府の競争入札についての確約書(第13号様式)を持参し、入札時刻までに提出すること。

(3) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておかなければならない。

なお、入札書の入札金額については、訂正できない。

(4) 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(5) 入札者又はその代理人が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公平に執行することが出来ないと認められるときは、その者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(6) 入札者又はその代理人は、仕様書、契約書案及び添付書類(以下「仕様書等」という。)を熟知の上入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に係る職員(以下「関係職員」という。)に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

ア 質問がある場合は、交付した仕様書等添付の質問書に記入し、持参、郵送又はファクシミリ(期限必着)により提出すること。

(イ) 質問書の提出期間 令和6年2月27日(火)まで(日曜日及び土曜日を除く持参の場合は午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。)

(イ) 質問書の提出先 〒602-8570 京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府庁3号館6階 入札室
京都府教育庁管理部教職員企画課サービス・安全衛生係
FAX (075)414-5801

※提出期間内に質問書の提出がない場合は、「質問事項なし」として取り扱う。

(ウ) 回答書の交付日時等

・交付日時 令和6年3月5日(火)までに交付

・交付方法 FAX等による。

イ 質問書・回答書の取扱い

質問書及び回答書は仕様書の一部として、入札条件とする。

(7) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 開札

ア 開札は(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に係る職員(以下「立会職員」という。)を立ち合わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。

(9) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

- (10) 入札の無効又は失格
次のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。
なお、無効な入札をした者（失格者を含む。）は、再度入札に参加することができない。
- ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - イ 申請書を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者の入札
 - ウ 委任状を持参しない代理人による入札
 - エ 記名押印を欠く入札
 - オ 金額・氏名・印鑑及び重要な文字の脱落若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札
 - カ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の入札
 - キ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札
 - ク 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札
 - ケ その他入札条件に違反した入札
 - コ 再度入札時において、前回の入札のうち最低の入札価格以上の価格で入札した者
- (11) 落札者の決定方法
- ア 京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。
 - イ 落札者が決定通知のあった日から7日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。
- (12) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (13) 契約書作成の要否
要する。（別添契約書案により作成）
- 13 入札保証金
免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。
- 14 契約保証金
落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、規則第159条第2項に該当する場合は免除する。
- 15 その他
- (1) 1から14までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
 - (2) この入札は、京都府議会において関係予算案の議決を経たことを条件に、令和6年度に契約を締結する。
 - (3) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことができる。
 - (4) 入札者は入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員から請求があった場合はこれを提示すること。